

## 1 経緯

- 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）附則第3条第1項により「国は、…成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」とされた。（平成22年5月施行）【別紙1参照】
- 法制審議会答申～「民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当」（平成21年10月）【別紙2参照】
- 平成22年4月に開催された政府の検討委員会において、各法令の年齢条項について、引き続き、所管省庁において検討を行うこととされた。

## 2 警察庁所管法律中の規定の整理

年齢条項が含まれる計12本の所管法律の規定を分類し、民法が定める成年年齢が18歳に引き下げられた場合の対応を以下のとおり整理。

- ① 民法上の行為能力を許可の要件等としているもの
  - ・ 営業許可の欠格事由としての「未成年者」（警備業法）等  
→ 民法改正に伴い基準となる年齢が引き下げられるが、改正は不要と考えられる。
- ② 許可の要件等として特定の年齢基準を設けているもの
  - ・ 中型免許の欠格事由としての「20歳未満」（道路交通法）等  
（※普通免許の欠格事由は「18歳未満」）  
→ 成年年齢とは別に個別法独自の必要性から基準を設定しているものであり、民法改正を理由に直ちに改正すべきものではないと考えられる。
- ③ 非行対策・健全育成の観点から年齢基準を設けているもの
  - ・ 喫煙や飲酒が禁止される「20歳未満」（未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法）等  
→ 成年年齢の引下げの趣旨、関係法の改正動向等を踏まえ、条項ごとに法制上の措置について更に検討が必要と考えられる。

## 3 今後の予定

2月中旬頃に、政府の検討委員会が開催される。

公安委員会

説明資料No. 2

警察庁長官に対する開示請求の決定

について(行政機関情報公開法関係)

平成24年2月9日

総務課

(略)

公安委員会	平成23年における被疑者取調べ適正化のための	平成24年2月9日
説明資料No. 3	監督に関する規則の施行状況について	総務課

平成23年における被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行状況は次のとおり。(規則第11、13、14条)

### 1 都道府県警察

(1) 被疑者取調べの件数	158万4,091件
(2) 取調べ室の外部からの視認の回数	286万8,346回
(3) 巡察の回数	3万1,603回
(4) 被疑者取調べに係る苦情の申出の件数	552件
(5) 規則第10条に基づく調査の件数	301件
(6) 監督対象行為の件数	31件
(うち事案数)	27(轄)

表1 監督対象行為の類型別内訳 (平成22・23年)

監督対象行為の類型	H23	H22
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束	22	17
やむを得ない場合を除き、身体に接触	1	4
直接又は間接に有形力を行使(上記に掲げるものを除く)	1	3
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動	3	2
人の尊厳を著しく害するような言動	1	1
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求	0	0
「午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき」又は「1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき」に警察本部長又は警察署長の事前承認を受けないこと	3	3
合 計	31 (27)	30 (26)

※ 合計欄の括弧内の件数は監督対象行為の事案数

表2 監督対象行為の端緒別内訳 (平成23年)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	11	21
	留置部門の通報	4	
	その他	6	
苦情等を端緒	苦情の申出	4	6
	その他	2	
合 計			27

※ 監督対象行為の事案数を基に集計

### 2 皇宮警察

被疑者取調べ11件。視認35回。巡察13回。被疑者取調べに係る苦情の申出なし。規則第10条に基づく調査なし。監督対象行為なし。

公安委員会

説明資料No. 4

市民的及び政治的権利に関する国際

規約（B規約）第6回政府報告について

平成24年2月9日

国際課

(略)

### 1 雪害等の状況

- ・ 日本海側の地方を中心として積雪の深さが平年を上回るところが多く、平年の2倍以上となっている地域もある。(気象庁)
- ・ 死者～82人、負傷者～1,180人(消防庁調べ、H23.11～H24.2.8)

#### 【死者の概要】

雪崩による死者	屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者	落雪等による死者	その他	合計
4	60	14	4	82

#### 【北海道小樽警察署塩谷駐在所員の死亡事故】

2月6日、駐在所員が、始業前に駐在所車庫の屋根の雪下ろし中、脚立とともに地面に転落、死亡したもの

### 2 警察における取組み

#### (1) 広報・啓発

- ・ パトロール時等に、声かけ等の注意喚起
- ・ テレビ、ラジオ等を活用した広報啓発
- ・ 関係機関と連携し、安全な除排雪講習を実施

#### (2) 交通対策

- ・ 迅速的確な交通規制、迂回誘導対策等の実施
- ・ 道路利用者への積極的な情報提供
- ・ タイヤチェーン等の携行の呼びかけ

#### (3) 事案対応

- ・ 2月1日発生した、秋田県「玉川温泉」での雪崩事故に伴い、県警機動隊員35人、機動警察通信隊員6人等を現場に派遣し、捜索等を実施
- ・ 大雪に見舞われた新潟県警では、特に積雪の多い妙高署等に県警機動隊員12人を派遣し、要保護世帯を中心に安全パトロール等を実施
- ・ 2月1日～2日にかけて、青森県内の国道279号等における多数の車両滞留に伴い、警察署員69人を派遣、交通整理・迂回誘導等を実施

#### ※ 政府の取組み

- ・ 閣僚会議(2/2)、関係省庁連絡会議(12/22、1/31、2/2、2/8)

### 3 今後の気象見通し

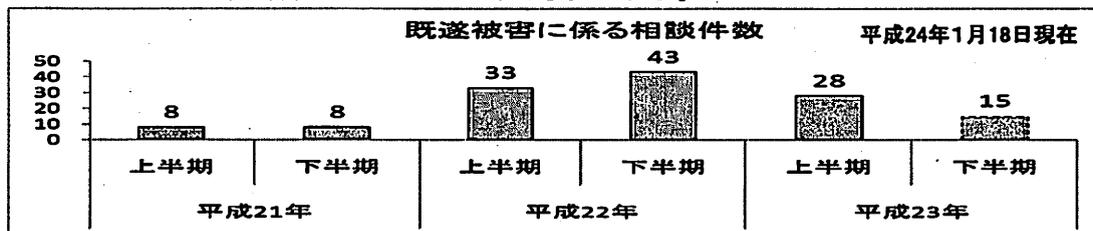
2月10日ころにかけて、冬型の気圧配置が強まる模様(気象庁)

### 1 問題の所在

クレジットカードショッピング枠現金化（以下「現金化」という。）は、ヤミ金融事犯の脱法的形態であり、利用者を多重債務に陥らせる可能性が高い上、換金目的でのショッピング枠利用を禁じた会員規約に違反する行為を助長。

### 2 被害の現状

現金化事犯の既遂被害を内容とする全国の消費生活センターへの相談件数は、平成23年になって減少に転じている。被疑者検挙や諸対策により、現時点では現金化事犯を抑え込みつつあるものの、現金化広告サイトも依然多いため、手を緩めることなく諸対策を進めていく必要がある。



### 3 対策の現状

#### (1) 被疑者の検挙

警視庁は、平成23年8月5日、現金化業者1名を出資法違反（高金利の脱法行為）で検挙。

#### (2) 「クレジットカード事業者における疑わしい取引の参考事例」の改訂

現在は低調である国内カード会社からの疑わしい取引に係る届出を促すため、経済産業省に対し、同省作成の「クレジット事業者における疑わしい取引の参考事例」に現金化取引を疑わせる具体的事例を新たに盛り込み改訂するよう求めた。

#### (3) インターネット広告の削除

インターネット広告が現金化を利用するきっかけとなっていることが多いため、115の現金化広告サイト及び5の現金化業者比較サイトにつき、当該サイトの管理者又はサーバー管理者に対し、送信防止措置を求めた。

#### (4) クレジットカード各社・業界への働きかけ

##### ア 現金化業者との加盟店契約解除の促進

外国カード会社に国際ブランド規約に違反する現金化業者との加盟店契約を解除させるため、国際ブランド各社及び国内カード各社に働きかけた結果、国内カード各社が現金化が疑われる取引を国際ブランド各社に通報し、国際ブランド各社が外国カード会社に契約解除を求めることとなった。

##### イ インターネット広告の削除

国際ブランド各社及び日本クレジット協会に対し、現金化広告サイト情報を提供して、各社がこれらサイトの送信防止措置を求めるよう働きかけた。国際ブランド各社は、各社のロゴマークを無断使用した広告サイトに対し使用停止を求めており、サイトの送信防止措置を求めることも検討中。日本クレジットカード協会では、既にサイトの送信防止措置を求めている。

### 4 今後の方針

#### (1) 違法な現金化業者の検挙

#### (2) 現金化に係るインターネット広告削除の継続

#### (3) 「参考事例」の改訂作業の促進

#### (4) カード各社による加盟店契約解除及びインターネット広告削除の促進

1 被疑者

住居 大分県<sup>はやみぐん</sup>速見郡

職業

35歳

2 逮捕月日等

逮捕月日 平成24年2月5日（日）

逮捕罪名 死体遺棄（刑法第190条）

3 被害者

A女 当時2歳

4 事案の概要

被疑者は、平成23年9月13日ころ、A女の死体を大分県速見郡日出町の雑木林内に放置し、もって死体を遺棄したものの。

5 捜査の経過

- (1) 平成23年9月13日午後2時ころ、被疑者から「子供を車内に残し、買物をして車両に戻ったところ、子供の姿がない。」旨の110番通報を受理し、未成年者略取容疑事件として捜査を開始。
- (2) 同月15日、被害者の顔写真等を公開し、情報提供を呼びかけ。
- (3) 本年2月5日、被疑者が本件犯行を自供。当該供述に基づき上記場所を捜索したところ、遺体の一部が発見されたことから、死体遺棄で通常逮捕したもの。

**1 開催の経緯及び目的**

警察庁のODA事業として平成7年から開催。各国が薬物情勢、捜査手法等に関する討議を行い、相互協力体制の構築を図る。

**2 会期及び会場**

平成24年2月14日（火）から2月16日（木）までの間  
三田共用会議所（東京都港区三田2-1-8）

**3 会議テーマ**

国際的な覚醒剤等合成薬物(ATS)の拡散傾向、西アフリカ系犯罪組織による薬物密輸の増大を踏まえ、捜査協力の強化方策について討議。

**4 参加予定国等（28か国・2地域・2国際機関）**

## ・（アジア太平洋地域）

インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、ニュージーランド、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、香港、マカオ

## ・（米州地域）

米国、カナダ、メキシコ

## ・（欧州地域）

イギリス、オランダ、ドイツ、フランス、ベルギー、ルーマニア

## ・（中近東地域）

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イラン、トルコ

## ・（アフリカ地域）

ナイジェリア、南アフリカ

## ・（国際機関）

UNODC（国連薬物犯罪事務所）、ICPO（国際刑事警察機構）

**5 日本側参加者**

- ・ 警察庁長官、組織犯罪対策部長、薬物銃器対策課長等
- ・ 関係都道府県警察の薬物取締担当課長等

警視庁は、北朝鮮に不正に貨物を輸出したとして、パソコン販売会社役員を外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)の疑いで、2月7日(火)通常逮捕した。

1 被疑者

国籍

住居 東京都板橋区

職業

氏名 (49歳)

2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)

3 事案の概要

被疑者は、平成18年11月15日から北朝鮮向けの奢侈品の輸出が禁止されているにもかかわらず、平成21年2月27日、中古のノート型パソコン100台を、最終仕向地が北朝鮮であるにもかかわらず、中国・大連である旨の虚偽の輸出申告をした上、経済産業大臣の輸出承認を受けることなく、横浜港から中国・大連を經由して北朝鮮に輸出したものである。

4 参考

第三国を經由した北朝鮮への迂回輸出入等の防止については、平成22年5月28日の閣議において、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格に対応するよう総理から指示があったところであるが、本件は、同指示以降検挙された北朝鮮向け迂回輸出入事件としては13件目となる。